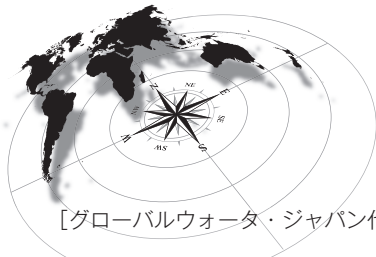




グローバル・ウォーター・ナビ ■■■■■■■■■■ 73

みやぎ方式のゆくえ
～9水事業を20年間、民間に運営権を売却～



吉村 和就
[グローバルウォーター・ジャパン代表 国連環境アドバイザー]

「みやぎ方式」とは「宮城県が所有する上下水道と工業用水の運営権を一括して20年間、民間に売却」する全国で初めての取り組みである。その規模も過去最大で、水道給水人口は約189万人、下水道処理対象人口は約73万人である。

では、なぜ宮城県は「みやぎ方式」に踏み切ったのか？

水道事業は利用者が支払う水道料金収入で賄われる。しかし人口減少や節水機器の普及で収益が毎年目減りしている。また施設の老朽化も加速し、更新財源の不足にも陥り、このままでは、大幅な水道料金の値上げが避けられない状況に直面する。そこで県が着目したのは、政府が進めている「民間活力の導入」である。現在でも県の上下水道や工業用水の運営管理は民間に委託している。しかし、その積算基準は県当局が仕様や数量を定めた、いわゆる「仕様書発注」であり創意工夫の余地が少なく、大幅なコスト低減は望めない。

これに対し「みやぎ方式」は、“民間の創意工夫やスケールメリットを活かせる「性能発注」”により、上・下・工水の計9水事業に関する20年間の運営権を民間に売却し、将来の水道料金の値上げ幅を最小限に抑える施策案である。

昨年3月に運営権者の公募を開

始、今年3月に応募した3グループの中から「運営を担う優先交渉権者」に「メタウォーターグループ」を選定した。メタ・グループは10社で構成され、世界最大の水メジャーである仏・ヴェオリア傘下のヴェオリア・ジェネッツも含まれている。

この全国初の「みやぎ方式のゆくえ」について、全国の水道事業体は、大きな関心を寄せている。

1. 「みやぎ方式」県の方針

昨年3月に公表された公募内容では、①水道用水供給事業2事業(水道水の卸売り事業で25市町村へ給水)、②工業用水事業3事業(68社へ用水供給)、③流域下水道事業4事業(21市町村の下水処理)の計9事業を対象事業とし、事業期間を20年間としている。

1) 県の設定した事業費削減目標

上記の9事業を県単独(現行体制モデル)で20年間実施した場合の総事業費は3314億円であるが、今回の民間委託(PFI・コンセッション方式)で実施した場合は3067億円と試算され、削減額は約247億円を目標とする。

2) 入札参加要件(第一次審査基準)

- ①代表企業の資本金は50億円以上
- ②運営管理実績を有する企業

- ・上水道事業：処理能力日量2.5万m³以上の浄水場施設で連続して3年以上の運営管理実績
- ・下水道事業：処理能力日量10万m³以上の下水処理施設で連続して3年以上の運営管理実績
- ③外国為替および外国貿易法第26条に該当しない企業
- ・外国に主たる事務所を有する団体ではないこと、つまり国内法人であること。

3) 運営権者の収受額の改定

- ①概ね5年に一度(県が行う定期料金改定に併せる)改定を行う。
 - ②需要変動・物価変動・法令変更等、事業環境の変化を反映させる。
 - ③料金等の改定は県が行う。
- 4) 事業経営モニタリングとペナルティ

①3段階のモニタリング体制(運営権者、県、第三者機関の委員会)とする。

②運営権者の責めに帰す未達レベルに応じ、違約金(ペナルティ)を課す。

5) 今後の予定

6月の県議会で可決されれば、厚生労働大臣の認可を経て、2022年4月に事業を開始する計画である。

6) リスク管理……県が全責任を負う

「みやぎ方式」提案当初から不安視されているのは、①勝手に値上げされる、②水質管理の保証、③サービスの低下、④災害時の対応、⑤経営破綻の可能性、⑥運営権が外資に売り渡される可能性あり、などである。

これらリスクに対し県は、「運営は民間に委託するが、県が最終的な全責任を負う仕組みであり心配ない」と言明している。

2. 優先交渉権者の選定結果

宮城県は「民間資金等の活用に

よる公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき応募者から優先交渉権者を選定し公表した(21年3月15日)。

1) 優先交渉権者および次点交渉権者

優先交渉権者は「メタウォーターグループ(代表企業:メタウォーター)」とし、同者の提案を踏まえた「20年間における予定事業費総額」は約2977億円で、県の予定事業費総額(3314億円)より約337億円の縮減が期待できる。

次点交渉権者は「みやぎアクアイノベーション(代表企業:前田建設工業)とした。JFEグループは選定基準未達で失格となった。

3. 「みやぎ方式」について県民から不安の声

県側の説明会(令和3年度、事業説明会資料)で提示された県民の不安の声は多岐にわたっている。

- ①料金の決定方法、②地元企業の仕事がなくなる不安、③海外では水道・再公営化(民から官へ)が主流と聞いたが、逆行ではないか、④実施契約書の改定、県民にとって不利な内容になっていないか(知的財産権対象技術)、⑤事故や災害時の対応が不安、⑥県職員の技術力はどう維持していくのか、⑦採算が合わなくなった場合、会社は撤退しないのか、などである。(詳細は宮城県公式ウェブサイト「みやぎ型管理運営方式構築に向けて」に掲載、また説明会の模様は、YouTubeで公開済み)

4. 過去のPFI事業から学ぶ

- 1) 内閣府報告「期間満了PFI事業検証ヒアリング結果」(令和元年11月)

内閣府は、PFI法施行初期に実施し、満了期間を迎えた11事業(実施期間10~18年間)の検証結果を公表している。

- ・事後評価の実施方法および、その予算措置が確立されていない。
- ・サービス水準の向上は期待通り、または期待以上の効果が得られた。
- ・しかし収益性は想定範囲が多数を占めた。
- ・次期事業に向けた検討では、①次期修繕リスクの官民分担が極めて難しい、②次期事業応募者数が少ない、などが留意点とされた。②に関して5事業の抽出結果を見ると、1期応募者の平均が4グループであるのに対して、次期応募者の平均は1.4グループであり、1期事業者とそれ以外の事業者ではノウハウの蓄積に差があり、競争に勝てる可能性が低いことが挙げられている(寡占化問題)。

さいごに

長年、国内外の水ビジネスの動向を俯瞰してきた筆者の意見は、次の通りである。

- ①公共財としての水道事業が公営・民営を問わず、その経営が歪められることがあってはならない。
- ②水道事業体の8割を占める中小規模の事業体経営は、技術・組織・人材・財務等において、健全な経営とは言えない状況である。
- ③広域化による規模の拡大は避けられない。しかし自治体の広域化だけでは解決しない課題も多い。
- ④広域化において官民連携は救世主の一つだが、課題山積、これからの勝負で、一步一步解決する努力が必要である。「みやぎ方式」の基本協定書案では、民間に大きな期待と厳しい管理要綱が求められているが、一番の問題は、発注者側に従来の執行方法をはるかに超えた高度な知識と判断能力を持つ人材が欠如していることである。プロジェクトマネジメント専門家による支援体制を整えるべきであろう。全国初で最大規模の「みやぎ方式」が日本水道の将来を示唆する試金石になることを期待したい。

■宮城県上下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)選定結果

メタウォーターグループ(優先交渉権者)

構成員	出資比率
メタウォーター	34.5%
メタウォーターサービス	0.5%
ヴェオリア・ジェネッツ	34.0%
オリックス	15.0%
日立製作所	8%
日水コン	3%
橋本店	2%
復建技術コンサルタント	1%
産電工業	1%
東急建設	1%

みやぎアクアイノベーション(次点交渉権者)

構成員	出資比率
前田建設工業	39.5%
スエズウォーターサービス	34.5%
月島機械	4%
東芝インフラシステムズ	5%
日本管財環境サービス	5%
日本工営	5%
東日本電信電話	5%
東急	1%
月島テクノメンテサービス	1%

- ・20年間の運営権者収受額:約1563億円(税別)
- ・出資比率は特別目的会社(SPC)設立の際の出資比率を示す
- ・選定基準未達により失格扱い:JFEエンジニアリンググループ(構成員:JFEエンジニアリング、東北電力、三菱商事、明電舎、水ingAM、ウォーターエージェンシー、NJS、日本政策投資銀行)